

拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（諏訪湖の御神渡し）

平成21年度税制改正の動向

平成20年12月12日、与党税制改正大綱が公表されました。その主な改正項目は次のとおりです。

1. 法人税
 - ① 中小法人に対する軽減税率が22%から時限的に18%に引き下げられます
 - ② 中小法人の欠損金の繰戻し還付制度が復活します
 - ③ 省エネ投資の即時全額償却制度が創設されます
 - ④ 海外子会社からの配当金を課税対象外とする措置が講じられます
 - ⑤ 平成21年および22年中に取得した土地等を、5年超所有した後に譲渡した場合、譲渡益から、1,000万円が控除されます（個人も同じ制度があります）
2. 所得税
 - ① 上場株式等の配当等について、現行制度が延長されます
 - ② 少額配当の非課税制度が創設されます
 - ③ 住宅ローン減税の控除額が過去最高の水準へと引き上げられます
 - ④ リフォーム減税が拡充されます
3. 相続税
 - ① 事業承継税制（取引相場のない株式にかかる相続税の納税猶予制度）の創設
 - ② 相続税の課税方式の変更は今回の税制改正では見送られることになりました
4. 「税制抜本改革の全体像」の提示

平成21年度税制改正①上場株式の譲渡損失

このほど公表された平成21年度税制改正大綱で、上場株式の譲渡所得と配当所得の軽減税率（所得税7%、住民税3%）を3年延長する措置が講じられました。これにより、平成21年分から500万円超の株式の譲渡所得、100万円超の配当所得がある場合は、本則の20%（所得税15%、住民税5%）に戻すという措置は廃止され、軽減税率が維持される見通しとなりました。

いっぽう、平成21年からの取扱いとして、上場株式の譲渡損失と上場株式の配当所得との損益通算ができるようになります。

1. 現行の取扱い

上場株式の配当金に対する課税は、10%（所得税7%、住民税3%）の源泉徴収で課税が完了し、申告は不要です（申告不要制度）。ただし、総合課税を選択し、確定申告することもできます。この場合には、配当控除（原則10%）の適用があります

2. 平成21年以降の取扱い

平成21年以降は、上場株式の譲渡損と、配当金との損益通算ができるようになります。この制度の適用を受けるためには、配当所得について、申告分離課税を選択する必要があります。つまり、平成21年分から新たに申告分離課税制度が創設される、ということです。

しかも、平成20年に生じた上場株式の譲渡損について、平成21年の配当金との損益通算も可能です。ただ、この適用を受けるためには、平成20年において生じた譲渡損を平成21年に繰り越す旨を記載した平成20年分の確定申告書の提出が要件となります。平成20年分の配当金について、支払通知書を廃棄してしまった、という方も多いのではないのでしょうか。配当金の支払通知書を保管しておくことが、今後は必要です。

なお、A、B、Cの3つの銘柄の上場株式を保有している場合、

- ① AとBの銘柄については、申告不要制度を選択し源泉徴収で課税を完結させ、Cの銘柄については、申告分離課税を選択
- ② AとBの銘柄については、申告不要制度を選択し源泉徴収で課税を完結させ、Cの銘柄については、総合課税を選択する

などの組み合わせも可能です。ただし、

- ③ AとBの銘柄について、総合課税の適用を受ける場合は、Cの銘柄について、申告分離課税を選択することはできません。

また、平成22年分以降については、特定口座の源泉徴収口座で配当所得を受け入れれば、源泉徴収口座内で損益通算が可能になる予定ですので、確定申告を行わなくてもすむようになります。なお、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

（税理士 朝倉 令子）



100%減資の手続きと内容

今回は、100%減資の手続きと内容について見ていきます。

1. 100%減資の内容

民事再生法や会社更生法によらずに、業績の悪化した会社を任意整理により再建する場合、100%減資を活用するケースがあります。会社法における100%減資の手続きは、全部取得条項付種類株式を用いて行うこととなります。旧商法では、100%減資を行う場合は、株式の強制消却の方法により行う必要があり、その場合は株主全員の同意が必要である、あるいは株主総会の特別決議による必要があるとする見解があり、統一していませんでした。これに対し、会社法における100%減資の手続きは、種類株式である全部取得条項付種類株式を用いて行うものと整理されました。つまり、2種類の株式を発行する株式会社において、1種類の種類株式の全部を会社が強制取得することにより、100%減資が可能となるわけです。

財務内容が悪化した会社に、この全部取得条項付種類株式を用いて、旧株を会社がいったん取得し、新たな株式を発行すれば、会社再建の手法として用いることができます。

単に減資を行い、新株発行（増資）を行うことにより、欠損てん補と資本の増強が図れますので、財務体質の健全化という目的を達することが可能になります。ただし、このような再建を行う場合には、既存の株主の株式をいったん全株消滅させて、株主構成を入れ替える、あるいは持分割合を見直すという方法が、全部取得条項付種類株式の活用として考えられる方法といえます。

2. 100%減資の手続

【株主総会の決議】

- ① 1つの種類の株式の全部を株主総会の特別決議により取得することができる旨の定款の定めをする（全部取得条項にかかる定め）
- ② 2以上の種類の株式を発行する旨の定款の定めを設ける
- ③ ①の定款の定めに基づいて1つの種類の株式の全部を取得する旨の株主総会決議をする
- ④ 減資の決議
- ⑤ 第三者割当増資の決議

【種類株主総会の決議】

- ① 普通株式を全部取得条項付種類株式に変更する決議

100%減資をする場合は、定款変更により株式の種類を2種類にして、そのうえで一方の種類株式である普通株式を全部取得条項付種類株式に変更し、その全部取得条項に基づいて株主総会の決議により強制取得し、同時にもう一方の種類株式を発行するという形をとります。この場合の同時に発行される種類株式は、通常は、普通株式です。具体的な手続きは、上記の【株主総会の決議】の①から③の株主総会決議からなります。

さらに、既存の普通株式のすべてを全部取得条項付種類株式に変更しますが、既存の普通株主は、形式上種類株主となるため、種類株主総会の特別決議による承認が別途必要となります。

なお、資本金の減少を伴う場合は、株主総会の特別決議と債権者保護手続きが必要ですが、減資と新株発行による資本金の増加が同時に行われる結果、前後において資本金が減少しない場合は、株主総会の決議ではなく取締役会の決議でよいとされています。

（税理士 朝倉 令子）

遺言に関する手続②遺言無効確認の訴えをするとき

遺言無効を争う場合うは、まず、家庭裁判所に対して遺言無効確認の家事調停を申し立てます。

申立書類	家事調停申立書
申立人	利害関係人（相続人、受遺者、遺言執行者、相続債権者など）
申立先	相手方の住所地の家庭裁判所または当事者が合意で定める家庭裁判所
申立費用	1件につき収入印紙1,200円、郵便切手約800円（各家庭裁判所によって多少異なります）
申立時期	特にありません

□法律上無効とされる遺言

法律上無効とされる遺言の主なものは、以下のとおりです。

① 遺言能力を欠く者の遺言

満15歳未満の者の遺言は、無効です。ただし、法律で行為能力を制限されている者（未成年者や成年被後見人、被保佐人など）の場合は、遺言は制限されていないので可能です。

② 遺言内容が実行不可能な場合

現実には存在しない架空の財産を遺贈する旨の遺言などは無効です。

③ 遺言内容が特定不可能な場合

遺言の目的物の具体性を欠く遺言などは無効です。

④ 遺言内容が公序良俗に反する場合

遺言全体が無効とされるのではなく、公序良俗に反する部分のみが無効とされます。

□調停前置主義

調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず、家庭裁判所に調停の申立てをしなければなりません。これを「調停前置主義」と言います。

遺言無効を争う場合は、まず、家庭裁判所に対して遺言無効確認の家事調停を申し立てます。

調停の申し立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、その事件を家庭裁判所の調停に付さなければならないとされています。ただし、裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認める場合は、この限りではありません。

□調停の成立と効力

調停において当事者に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有することとなり、遺言は無効となります。

□調停不成立と審判・訴訟への移行

当事者間で調停が成立せず、かつ、調停に代わる審判をしない場合で、当事者がその旨の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起したときは、調停申し立ての時にその訴えの提起があったものとみなされます。

（税理士 朝倉 令子）



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95